

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

高知県教育委員会（以下「甲」という）と安芸市（以下「乙」という）は、南海トラフ地震等による津波が発生し、又は発生する恐れがあり、地域住民その他避難を要する者（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、甲が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

- 第1条 甲は、甲が所有する高知県立安芸中・高等学校北舎屋上を津波避難ビルとして地域住民等に使用させるものとする。また、内容に変更がある場合には、その都度甲乙協議を行い、修正を行うものとする。
- 2 乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、甲の了解の下にて行うものとする。

（鍵の複製・所持）

- 第2条 甲は、乙に、乙が津波避難ビルとして対象施設を使用する際に備え、乙の負担において対象施設の鍵（門扉、玄関等対象施設を津波避難ビルとして使用するために必要な箇所の鍵を含む。以下同じ。）を複製させ、乙に所持させることができるものとする。
- 2 複製する鍵の個数は各1個とし、安芸市危機管理課で保管し危機管理課長が管理する。
- 3 乙は、甲施設の鍵の保管者その他必要事項を変更しようとするときは、甲施設の管理者を経由して甲に申請し、承認を得るものとする。

（使用期間）

- 第3条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがある時から、甲及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条 乙及び地域住民等は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

- 第5条 施設の使用料（使用に伴い発生する共益費を含む。）は、無料とする。

(原状回復義務)

第6条 乙は、第3条に規定する使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない(地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。)。この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損した箇所がある場合は、その回復に要する費用は乙が負担する。その他については、甲乙協議して定めるものとする。

(利用者責任)

第7条 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開)

第8条 乙は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月31日

甲 高知県教育委員会
教育長

乙 安芸市長